

な(7)に(2)は(8)さておき選挙に行こう

# 7月28日(日)は 登別市長選挙の投票日です

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 (☎<sup>05</sup>9143)



告示日

7月21日(日)

投票日

7月28日(日) 7時~20時

※第9投票所『白樺の家』および第28投票所『すずらんの家』の投票時間は18時までです。

## 投票できる方

投票日当日に満18歳以上(平成18年7月29日以前に生まれた方)の日本国民で、選挙人名簿に登録されている方  
※公民権の停止など一定の理由で選挙権を有しない方は投票できません。

※入場券は7月12日(金)ごろから順次郵送でお届けします。

他の市町村から  
転入してきた方

投票できる方

令和6年4月20日までに転入の届け出を済ませ、引き続き3カ月以上登別市に住所を有している方

投票できない方

- 投票する時点で登別市外に転出している方
- 令和6年4月21日以降に転入の届け出をした方

市内で住所が  
変わった方

7月8日(月)までに転居の届け出を済ませた方は現住所地の投票所で、7月9日(火)以降に転居の届け出をした方は旧住所地の投票所で投票してください。

## 期日前投票をご利用ください

仕事などで投票日に投票所へ行けない方は、次の場所で投票日前に投票することができます。

期日前投票所の名称	場所	投票期間
中央期日前投票所	登別中央ショッピングセンター アーニス2階	7月22日(月)~27日(土) 8時30分~20時
イオン登別店 期日前投票所	イオン登別店2階 ホール	7月22日(月)~24日(水) 9時~20時
登別東期日前投票所	観光交流センター(ヌプル)2階 多目的室	7月23日(火) 8時30分~19時
鷺別期日前投票所	鷺別コミュニティセンター1階 1・2号会議室	7月25日(木)~27日(土) 8時30分~19時



## 不在者投票制度などのご案内

仕事や旅行、入院などで一時的に自宅を離れている方は、事前に手続きをすることで滞在先の市区町村または病院などで不在者投票をすることができます(投票は、投票日の前日の土曜日が期限です)。

### 登別市外で投票する場合(滞在地投票)

仕事や旅行などで一時的に他市町村に滞在している方は、滞在先の市区町村で投票することができます。

※事前に選挙管理委員会への届け出が必要です。

### 病院・老人ホームなどの施設で投票する場合

都道府県が指定する病院、老人ホームなどに入院、入所されている方は、当該施設で投票することができます。

※投票の日程や場所などは、病院・施設ごとに異なります。施設の職員などにご確認ください。

### 在宅郵便投票制度

身体に重度の障がいがある方や介護保険法上の『要介護5』の認定を受けている方で、投票所での投票が困難な方は、自宅などから郵送で投票することができます。

※事前に証明書の交付申請が必要です。登録には1週間程度かかります。

立候補の状況や候補者の氏名、経歴などを掲載した選挙公報などの各種情報は、市公式ウェブサイトです。随時お知らせします。

